第92号議案

温泉法施行条例の一部を改正する条例

第1条 温泉法施行条例(平成12年島根県条例第15号)の一部を次のように改正 する。

第3条第1項中「、承認」の次に「、確認」を加え、「第7号」を「第8号」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第121号)附則第6条の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認 申請1件につき7,400円 第2条 温泉法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8号」を「第13号」に改め、第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第7条の2第1項の規定による土地の掘削のための施設等の変更の許可 申請1件につき24,000円

第3条第1項中第8号を第13号とし、第7号を第12号とし、第6号を第11号とし、同項第5号中「温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第121号) 附則第6条」を「法第14条の5第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可 申請1件につき24,000円

第3条第1項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 法第11条第 2 項又は第 3 項において読み替えて準用する法第 6 条第 1 項 又は第 7 条第 1 項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受 けた者の地位の承継の承認 申請 1 件につき7,400円
- (6) 法第11条第 2 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 1 項の規定 によるゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可 申請 1 件につき 24,000円

- (7) 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可 申請1件につき 35,000円
- (8) 法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円 附 則

この条例中第1条の規定は平成20年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。